

「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」発令及び地震発生時の対応について

【令和3年4月1日 改正】

和歌山市立和歌山高等学校

①午前7時現在和歌山市に「特別警報」、「暴風警報」または「大雨警報」のいずれかが発表されている場合は、自宅待機とする。

午前10時までに解除された場合は、原則として午後1時までに登校し、5限目より授業を行う。

午前10時現在もなお継続中であれば、臨時休校とする。

なお、居住地域または通学地域に上記と同様の警報が発表されている場合、上記と同様とする。

また、上記以外であっても、通学が非常に危険であると思われる場合は、学校に連絡を入れ、自宅待機とすることができる。

②地震発生について

和歌山市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校とする。

※震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発令され、危険が予測される場合は臨時休校とする。

◆定期考査期間中

午前7時現在、和歌山市に「特別警報」、「暴風警報」または「大雨警報」のいずれかが発表されている場合は、臨時休校とする。

中止となった考査は、考査最終日の翌日（土日祝を除く）に実施する。

※「特別警報」とは、大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪、大津波、火山噴火、地震等によりこれまでにない危機的な災害が予想される場合に発表される警報。

※テレビ・ラジオ等でたえず情報を得るように努めること。